

保護者様

八王子市立鹿島小学校
校長 瀧村 博昭

学校感染症に罹患した場合のお願い

学校における感染症予防のため、下記の感染症に罹患した場合には学校保健安全法に定められている出席停止規準にしたがって、十分静養していただくことになります。

なお、お子さんの体が ①学習に耐えられ ②余病などの出る心配がなく ③他への感染の恐れがなくなり、医師から「登校してよい」と許可されましたら、医師の治癒証明はいりませんが、その旨を下記の用紙で担任にご連絡ください。

学校保健安全法による学校感染症と出席停止規準（裏面参照）

第一種 急性灰白髄炎・ジフテリア等
停止期間： 治癒するまで

第二種 インフルエンザ・麻疹(はしか)・風疹(三日ばしか)・水痘(みずぼうそう)・咽頭結膜熱・
新型コロナウイルス感染症・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・百日咳・結核
停止期間： それぞれ主症状が消失するまで、主症状の消失後何日を経過するまで等と、出席停止期間が決められている。

第三種 流行性角結膜熱・腸管出血性大腸菌感染症(O-157)・細菌性赤痢等
停止期間： 医師が伝染のおそれがないと認めるまで

※ 溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・流行性嘔吐下痢症等については、条件によって必要であれば出席停止とする。

..... キ リ ト リ

令和 年 月 日

八王子市立鹿島小学校長様

_____年 名前_____

病 名 _____

(医療機関名)

上記の疾患により _____月 _____日より自宅療養中でしたが回復し、_____

より登校許可が得ましたので _____月 _____日より登校します。

保護者名 _____ 印

※医師の診察を受けてから保護者の方が記入してください。

【第二種感染症に分類される疾患と出席停止期間（学校保健安全法施行規則）】

| 疾患名 | 出席停止期間の考え方 |
|----------------------------|--|
| インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児では3日）を経過するまで。 |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで。 |
| 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで。 |
| 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 |
| 風しん | 発疹が消失するまで。 |
| 水痘 | 全ての発疹が痂皮化するまで。 |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 |
| 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 |

*ただし、出席停止期間については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

【出席停止期間の日数の数え方】

例：解熱した後2日を経過するまで

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|---|---|-------------|-------|-------|--------|---|
| | | | | | | | |
| | | | 正午に 解熱確認 | | | | |
| ① | | | | ← 1日目 | ← 2日目 | ○ 登校許可 | |
| ② | | | | ← 1日目 | ← 2日目 | ✗ 登校不可 | |
| ③ | | | | ← 1日目 | ← 2日目 | ✗ 登校不可 | |

「〇〇した後△日を経過するまで」という場合、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定します。例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の日数の数え方は、次のようになります。火曜日に解熱が確認された（たとえば火曜日正午に平熱となり、その後は発熱無し）のであれば、水曜日が解熱後1日目、木曜日が解熱後2日目に相当し、この間発熱がない場合は金曜日から登校可能です。図では①の数え方が正しく、②や③ではありません。